

2023年における保税関係非違状況一覧【全国分】

【記帳義務違反（誤記帳）】

	発見端緒	原因	違反事実概要	備考
1	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税蔵置場検査の際、保税業務検査期間内に保税台帳未記帳5件発見したものの。	
2	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	見本持出（マニュアル）について、保税台帳に記載していなかったもの。	
3	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	搬出入担当者は、貨物を搬出・バンニングしたが数量確認を怠ったため、一部の貨物が積み残しとなった。保税担当者は、搬出入担当者から搬出作業完了報告を受けた際、作業結果に疑いを持つことなく、全量搬出した旨の記帳を行い、積み残しに気付くことはなかったもの。	
4	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	見本持出（マニュアル）について、保税台帳に記載していなかったもの。	
5	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可を受けた貨物についてバンニング作業を行ったが、一部積み忘れた状態で出庫完了報告、搬出登録を行った結果、誤記帳となったもの。	
6	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物を他の輸出許可済貨物とともに混載コンテナに積み込み、翌日に搬出作業を終了したとして搬出記帳を行ったが、後日、保税担当者による在庫確認を実施したところ、同貨物の一部が蔵置されたままになっていることが確認され、誤った搬出記帳を行っていた事実が判明したもの。	
7	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	保税業務検査において、保税台帳を確認したところ、移入承認番号を記載すべき欄に、保税運送承認番号が記載されていたもの。	
8	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	混載貨物の輸出許可を受け、当該蔵置場から搬出したが、うち1CTが、輸出許可未済の品番違い同一商品と取り違えたことから、輸出許可未済貨物1CTを誤搬出し、輸出許可を受けた1CTは積み残しとなったもの。	
9	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	1インボイスで中古車8台の輸出貨物であったが、搬入確認時に8台中1台の車両が確認できなかったにも関わらず、誤って8台全量あるものとして搬入確認、保税台帳に記帳され、輸出許可を受けたもの。	
10	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出混載貨物のコンテナ詰め作業を実施したところ、荷送人より「到着貨物について2CT不足。」の旨連絡があり、倉庫内を確認したところ、2CTの残置を確認したことから、輸出貨物の一部を積み残したことが判明したもの。	
11	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	外国貨物を搬出したが、保税台帳に記帳していなかったもの。	

	発見端緒	原因	違反事実概要	備考
12	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物を他の輸出許可済貨物とともに混載コンテナに積み込み、搬出作業を終了したとして搬出記帳を行ったが、現地から貨物の一部がコンテナに搭載されていないとの連絡を受け調査したところ、対象貨物が蔵置されたままになっていることが確認され、誤った搬出記帳を行っていた事実が判明したものの。	
13	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物をコンテナ詰めの上で搬出したが、当該貨物の輸出者から「到着貨物が不足している。」旨連絡があり、確認をしたところ、17BGの残置を確認したことから、輸出貨物の一部を積み残したことが判明したものの。	
14	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	内部監査を実施した結果、見本持出許可を受けて搬出した貨物の搬出日が間違っており、誤記帳していたことが判明したものの。	
15	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	見本の一時持出しに係る持出年月日（搬出日）の未記帳（MHO業務忘れ）が判明したものの。	
16	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物（A：5BAG、B：15BAG）をコンテナ詰めの上で搬出したが、後日、当該貨物の輸出者（荷主）より、「到着貨物に差異あり」との連絡があった。保税蔵置場内を確認したところ、本来、A：8BAG、B：12BAGをコンテナ詰めすべきところ、間違った数量をコンテナ詰めの上で搬出していたことが判明したものの。	
17	他部門（税関）通報	担当者の怠惰によるもの	貨物搬入の際、書類上のケースマークが付された21CTと、書類上のケースマークと異なるケースマークが付された1CTが混在していたが、作業員等が書類上と実際のケースマークの対査確認を怠り、書類上のケースマークで合数として搬入登録を行っていたものの。	
18	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	指定保税地域において、輸出混載貨物のコンテナ詰め作業を行ったところ、A国の荷主から到着のコンテナに貨物の不足が生じている旨の連絡があり、B国の荷主から到着のコンテナに不明貨物がある旨連絡があった。そのため、荷姿等の照合を行ったところ、A国向け貨物を誤ってB国向けコンテナに積み込んでしまったことが判明したものの。	

【記帳義務違反（誤搬出）】

	発見端緒	原因	違反事実概要	備考
19	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	輸入貨物の蔵置状況の確認を行ったところ、輸入許可を受けることなく搬出されていたことが判明したものの。	

	発見端緒	原因	違反事実概要	備考
20	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	積戻申告予定の外国貨物に対し、搬出関係書類の確認を怠り、貨物を搬出したもの。	
21	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	現場作業員が、食品見本検査から10日以上が過ぎていた貨物を、輸入許可になっているものと勝手に思い込み、本来は保税担当者に輸入許可になっているか確認の上、出荷指示をすべきところ、その確認を行うことなく出荷指示を行い貨物が搬出されたもの。	
22	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	貨物搬入後に、輸入通関貨物と積戻貨物に仕分け（差し札貼付）した上で区分蔵置したが、積戻貨物の1パレットの差し札を貼り間違えていたため、輸入通関済となった貨物を搬出する際、差し札を貼り間違えていた1パレットも同時に搬出したもの。	
23	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	搬出に必要な許可を得ることなく外国貨物のまま搬出していたことが判明したもの。	
24	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	蔵入承認を受けた外国貨物を輸入許可済貨物と誤認して外国貨物としての管理を行わず搬出入し、保税台帳の記帳を怠ったもの。	
25	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	搬入対査確認時、関係書類と貨物外装マーク及び荷姿が合致しない貨物があったにもかかわらず、関係書類の記載が誤っていると思い込み、一部貨物を取り違えた状態で搬入した。翌日、輸入許可となり輸入者向けに全量搬出したが、輸入者より一部異なる貨物があるとの連絡を受け、調査した結果、貨物を一部取り違え、誤って搬出していたことが判明したもの。	
26	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	搬入された88PKについて、内容点検において貨物情報を2PK、1PK及び85PKに仕分けを行った。仕分けを行った1PKを確認したところ、保税蔵置場に見当たらなかったため、社内で調査した結果、既に輸入許可となっていた同じ荷主の貨物とともにトラックへ積み込み搬出されていたことが判明したもの。	
27	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物をコンテナ詰めし搬出したところ、当該貨物の輸出者より「現地輸入者から到着貨物の内2CTについてロット番号が異なっている。」の旨連絡があり、蔵置場内の確認をしたところ、2CTの残置を確認した。	
28	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税工場製品である外国貨物を積戻ししたが当該貨物の現地納品先から「貨物が違う。」の旨連絡があり、在庫確認をしたところ、他国向け貨物の在庫数が合わなかったことから、取り違えて搬出したことが判明したもの。	
29	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	A国向けに搬出したコンテナ貨物の輸入者から輸出者を介し、A国に不明貨物3PKが到着している旨の連絡を受け調査したところ、B国向けの貨物の一部（対象貨物3PK）を誤ってA国向けコンテナに積み込み、搬出していた事実が判明したもの。	

	発見端緒	原因	違反事実概要	備考
30	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入申告中であるにもかかわらず、自社システムでは貨物の搬出が可能となっていたため、輸入許可済貨物と誤認し搬出させ、その後、搬出先において未通関貨物であることに気づいたため誤搬出が判明したものの。	
31	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	積戻し許可済貨物をコンテナ詰めの上で搬出したが、別の積戻し許可済貨物と取り違えてコンテナ詰めの上で、搬出したことが判明したものの。	
32	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入許可未済貨物と輸入許可済みの同種貨物と誤認し、誤って搬出させたものであるが、搬出先において未通関貨物であることに気付いたため誤搬出が判明したものの。	
33	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	貨物管理者から「数日かけて搬出した輸入貨物、B/L 2件分、タンクコンテナ6本について輸入許可前に誤って搬出した。」旨の申し出があったものの。	
34	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入許可未済貨物の在庫確認を行ったところ、4個中2個が不足しており、蔵置場内を捜索したところ、同日、搬出した輸入許可済貨物7個のうち2個が搬出されずに同蔵置場に残ったままになっており、当該貨物を輸入許可済貨物と誤認して搬出したものの。	
35	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	在庫確認作業において蔵置貨物が不足していたため調査したところ、前日搬入した貨物が輸入許可未済のまま搬出されていたことが判明したものの。	